

皆様に、最新の**労働災害情報**をお届けしています！

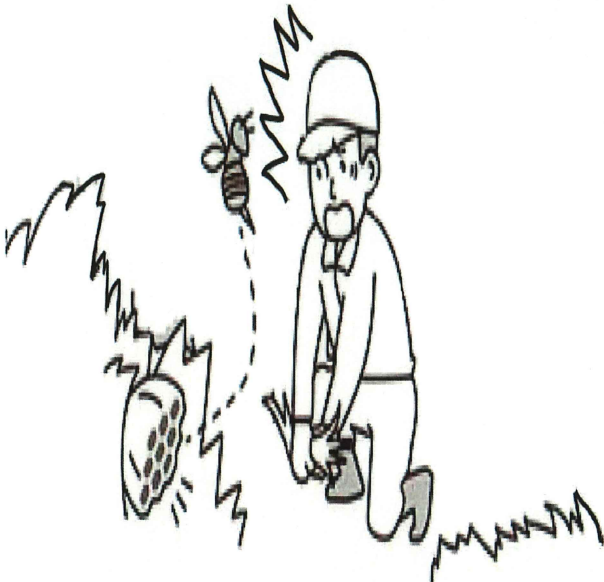
災害発生情報 No.145

令和6年9月

筑西労働基準監督署 安全衛生課

当署管内で発生した労働災害情報をお届けしています。各事業場の安全衛生活動にご活用下さい。

業種	不詳	経験年数	不詳	年齢	不詳
発生日月	令和6年9月		発生時刻	6時台	
発生状況	草刈りをしていたところ、ハチの巣を突いてしまい、蜂に刺された事案。 顔面（額の右側）を刺され、目の周りが腫れてしまった。 アナフィラキシーショックの症状は呈してはならず、回復の見込み。				
負傷の程度／部位	頭蓋部		休業見込期間 若しくは死亡	不詳	



蜂毒が体内に入るとじんましんなどの皮膚症状や嘔吐、呼吸困難といったアナフィラキシーショックを発症することがあり、重篤なものでは血圧の急低下や意識障害を引き起こすことがあります。

作業場所の蜂の生息状況の確認、防蜂網（頭部と顔面を保護する網）や防護手袋の着用、蜂を視認した際の速やかな退避、蜂を刺激しない服装（スズメバチは黒色に反応する）、整髪料や化粧品をつけない、殺蜂スプレーやアナフィラキシーショック症状を呈した際の自己注射器等の道具の携行、救急措置の周知と教育、緊急連絡体制の整備と周知など、事業場における蜂刺され災害防止対策について、今一度ご確認ください。

◆安全衛生の窓◆

人口動態統計によると、増減はあるものの、近年は労災以外も含めて全国で毎年10～20人が蜂に刺されたことにより亡くなっています。

令和5年には長野県において、測量作業中の労働者がスズメバチに複数箇所を刺されてアナフィラキシーショックを発症して死亡しましたが、これを「有害物が皮膚から吸収され健康障害をおこすおそれのある業務であったにもかかわらず、適切な保護具を備えていなかった」として所轄労働基準監督署が書類送検をした事案もあります。

※参考※

労働安全衛生規則第594条第1項

事業者は、皮膚若しくは眼に障害を与える物を取り扱う業務又は有害物が皮膚から吸収され、若しくは侵入して、健康障害若しくは感染をおこすおそれのある業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、塗布剤、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を備えなければならない。